

農家や漁師宅だけでなく

「民泊」一般住宅でも

政府は旅行者が訪問先で個人宅に泊まる「民泊」の規制を農村や漁村を対象に緩和する。現在も農業体験などで訪れた旅行者が対象なら、宿泊施設の規定を満たさない農家や漁師の住宅でも民宿として営業できる。今後はこれに加え、一般民家も使えるよう厚生労働省の省令を2016年度に

地方創生へ規制緩和

厚労省、農漁村対象に

も改正する。宿泊施設が少ない地域で民家を活用し地方創生を促す。

この対象を農家や漁師の住宅以外にも拡大する。

過疎化の進行で農業

者の数が減少しており、

延べ床面積が33平方メートル以上でなければ許可されないが、農業体験などの目的に限り、面積が33平方

各地で受け入れ先の拡大が課題になっている。地

討する。

農業体験は国内の旅行者の需要に加え、訪日外

国人の間でも人気が出て

おり、民泊の宿泊募集サ

イトを使って滞在先を確

保するケースが多い。

業法の施行令を改正し、

後詰める。地域ぐるみで

訪問客を受け入れられるようにし、農山漁村の観光振興を狙う。

ネットによる民泊客の

募集は米「Airbnb」

（エアビーアンドビー）

など現在もサービスが存

在する。実態把握や規制

緩和の可能性について検